

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和8年6月10日提出

上越市長 小菅 淳一

記

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を1,727,550円とし、上越市は、相手方に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和7年12月12日 午後1時50分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市大潟区下小船津浜地内
- (3) 事故の状況 当市の職員が公務のため庁用自動車を運転中、相手方所有の車庫に衝突し、同人所有の車庫の一部が損傷したもの